

## 【委員会記録】

笠井委員長

ただいまから、県土整備委員会を開会いたします。(10時38分)

議事に入るに先立ち、委員の派遣について御報告いたします。

さきの委員会以降、黒川委員から調査計画書の提出がありました。内容は、4月26日に高知大学を訪問し、南海地震に対する防災・減災対策について調査するものであり、内容を確認の上、正副委員長において派遣決定し、許可いたしましたので御報告しておきます。

なお、議長及び委員長あて、委員派遣調査報告書が提出されておりますことを申し添えておきます。

それでは、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、企業局関係の調査を行います。この際、企業局関係の6月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けるとにいたします。

### 【提出予定議案等】(資料①)

- 議案第2号 平成24年度徳島県電気事業会計補正予算(第1号)
- 報告第6号 平成23年度徳島県電気事業会計継続費繰越計算書について
- 報告第7号 平成23年度徳島県電気事業会計予算繰越計算書について
- 報告第8号 平成23年度徳島県工業用水道事業会計予算繰越計算書について

### 【報告事項】なし

海野企業局長

6月定例会議会に提出を予定しております企業局関係の案件は、お手元の県土整備委員会説明資料の表紙裏の目次をごらんください。

平成24年度徳島県電気事業会計補正予算(第1号)の予算案と平成23年度徳島県電気事業会計継続費繰越計算書について、平成23年度徳島県電気事業会計予算繰越計算書について及び平成23年度徳島県工業用水道事業会計予算繰越計算書についての計4件でございます。

1ページをごらんください。

まず、平成24年度徳島県電気事業会計補正予算(第1号)でございますが、(1)業務の予定量といたしまして、「ア 建設改良工事」について、マリンピア沖洲太陽光発電所建設事業に7億3,500万円を計上いたしております。この内容については、東日本大震災を契機として、環境負荷が少ない自然エネルギーへの期待が高まる中、逼迫する電力需給を改善し、電力の安定供給ひいては県民生活の安定を確保するとともに、自然エネルギーを普及させるため、マリンピア沖洲廃棄物最終処分場跡地に、出力2メガワットの太陽光発電所を建設するものでございます。

次に、2ページをごらんください。

(2)資本的収入及び支出についてでございますが、収入につきましては該当がございません。

支出につきましては、マリンプピア沖洲太陽光発電所の建設に要する費用として、建設改良費7億3,500万円を計上いたしております。この結果、資本的収入額が資本的支出に不足する額27億5,197万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金などで補てんすることといたしております。

次に、3ページをごらんください。

平成23年度徳島県電気事業会計継続費繰越計算書についてでございます。

日野谷発電所屋外機器取替事業につきまして、平成25年度までの継続費をお認めいただいているところでございますが、表の右から4つ目の欄、翌年度繰越額に記載のとおり、営業費用で97万1,405円、建設改良費で8,817万4,595円を翌年度へ繰越いたしております。

次に、電気事業会計及び工業用水道事業会計予算繰越計算書についてでございます。

4ページをごらんください。

まず、電気事業会計につきましては、平成23年度に予定しておりました事業のうち、2億5,891万3,000円を翌年度へ繰り越しております。繰り越す事業といたしましては、川口発電所1号水車発電機改良及び内部点検手入れ工事ほかとなっております。

繰り越し理由でございますが、工場製作が必要な機器の設計、製作に時間を要したことなどがございます。

5ページをごらんください。

工業用水道事業会計の建設改良費のうち、吉野川北岸工業用水道改良工事で3,601万8,150円、阿南工業用水道改良工事で568万4,786円繰り越しております。

繰り越す事業といたしましては、吉野川北岸工業用水道では吉野川北岸工業用水道 防災資材備蓄倉庫新築工事ほか、阿南工業用水道では3号電動制水弁取替工事となっております。

繰り越し理由でございますが、吉野川北岸工業用水道の事業につきましては関係者との調整に日数を要したことにより、また阿南工業用水道の3号電動制水弁取替工事につきましては取りかえ機器の調達に日数を要し、工事の施工がおくれたことにより年度内に工事を完了することができなかったものでございます。

次に、6ページをごらんください。

表題が地方公営企業法第26条第2項ただし書きの規定による事故繰越額となっておりますが、地方公営企業法では、建設または改良に要する経費以外の繰り越しにつきましては事故繰越額として整理することになっております。

繰越事業といたしましては、阿南工業用水道3号電動制水弁取替工事で、繰越額は総額で22万9,864円となっております。

繰り越し理由でございますが、改良工事と同じく取りかえ機器の調達に日数を要し、工事の施工がおくれたものでございます。

これら繰り越しました事業につきましては、事業効果を発現できますよう早期の完成に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、平成23年度予算の繰り越しについて、御報告させていただきました。

よろしく御審査のほど、お願い申し上げます。

#### 笠井委員長

以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申し合わせがなされておりますので、御協力よろしくお願いいたします。

また、質疑時間につきまして、委員1人当たり、1日につき答弁を含めおおむね40分とし、委員全員が質疑を終わって、なお時間がある場合、または重要案件については、委員長の判断で弾力的な運用を行うこととする申し合わせがなされておりますので、議事進行につき御配慮のほど、よろしくお願いいたします。

それでは質疑をどうぞ。

#### 竹内委員

4年ぶりかな。大好きな県土整備委員会に帰ってまいりました。

今、局長から説明がありましたが、きょうの徳島新聞にも大きく一面に書かれておりますマリンピア沖洲の太陽光の発電所の建設事業について、お伺いしたいと思います。

私は従来から採算に合うのであれば企業局がやるべきであると、企業局の新しい事業として興すべきであるということそれぞれ主張してきましたが、太陽光の問題については、雇用力が少ないことが最大の欠点であります。1人が2人、ひょっとしたらガードマンでいけるかもわからないというような部分が最大の欠点かと思えます。そして安全保障といいますが、セキュリティの向上について非常に大きな問題となっている昨今であります。

そのような中、資源の少ない日本においては自然エネルギーの拡大が絶対必須条件であると思っております。ただ、私は今問題となっている原子力発電を直ちにとめるべきという考えは持っておりませんが、時代の流れとして、少なくとも固形燃料である石炭発電などからのCO<sub>2</sub>は非常に多いわけで、昔はCO<sub>2</sub>をやかましく言っていた時代から、またやむを得ないということで、石炭の再開を議会のほうでも静かに黙認している状況ではなかろうかと思えますが、これもいつ故障するかわからない。もう完全に安全というものは、この世には絶対に存在しません。交通事故にしてもそうだし、飛行機の事故にしてもそうだし、利便性を求めていく中でいろんな安全性というものは、完全に保障できるわけではない。原子力発電についてもそのとおりであって、今度のような不幸な事件が起こったということでもあります。

そういう中、これまでは採算性に問題があったと。今回の事業計画を見て、7億円余りの当初予算がありますが、採算性はどうか、まずお聞きしたいと思います。

#### 尾方電力課長

マリンピア沖洲太陽光発電所の採算性に関する御質問でございますが、これまで太陽光発電や風力発電などの自然エネルギーを利用した発電は建設コストが高いことから大規模な施設でないと採算を確保するのが難しい状況でございました。このため、国では地球温暖化対策のみならず、エネルギーセキュリティの向上や環境関連産業の育成の観点からさらなる自然エネルギーの導入拡大を図り、低炭素社会の実現

に資するため、昨年8月に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法、自然エネルギーの全量買取制度が成立しまして、本年7月1日から施行されることとなっております。

この制度における買取価格や買取期間につきましては、去る4月27日に国の調達価格等算定委員会から経済産業大臣に報告書が提出されております。その報告書によりますと、太陽光発電からの買取価格は1キロワットアワー当たり消費税込み42円、買取期間は20年とされております。この買取価格と買取期間をもとに今回の事業の収支見通しを試算してみますと、買取期間であります20年間の平均利益は約300万円となりまして、何とか採算がとれるものと予測しております。

#### 竹内委員

今の場所は非常に便利が悪く、下にごみがあったり、でこぼこな形状もあって、なかなか貸したり、あるいはほかのところが使うには問題があるところだと地元の私もよく見ておりますが、そこでやるということで、土地代も要らないし、これは非常に時宜を得たものだろうなと思っております。

採算性の面はわかりましたが、公益の企業局がやる場合に収益性とともに関心の拡大も当然求められると思うわけで、その公益の拡大という面ではどのような貢献があるのか、この際お聞きしたいと思います。

#### 尾方電力課長

公益の拡大についての御質問でございますが、企業局は公営企業でございますので、常々経済性の発揮とともに公共の福祉の増進を追求してまいりました。そこで公益の拡大でございますが、4点ほど考えられます。

今回建設を予定しておりますメガソーラーにつきましては、発電時に二酸化炭素を排出しないというクリーンなエネルギーでございますので、環境面から考えますと地球温暖化対策に貢献できるというのが1点でございます。

また2点目としまして、メガソーラー建設にあわせ、マリンピア沖洲廃棄物最終処分場にありますエコみらいとくしまにおきまして、自然エネルギーの特性、将来性や自然エネルギーの活用例などをPRする学習拠点を整備しまして、今後県民環境部と連携しながら自然エネルギーの啓発普及を行う予定でございます。

3点目が電力の安定供給の面での貢献でございます。今回のメガソーラー発電によりまして、年間225万7,000キロワットアワーの発電電力量を見込んでおります。これは標準家庭で約630世帯分の年間消費電力量相当を賅うことが可能でありまして、夏場における昼間の電力需要のピークの緩和にも貢献できるものと考えております。

4点目としまして、県財政への貢献ということで、今回のメガソーラー建設予定地は県有地でございますので、マリンピア沖洲廃棄物最終処分場の跡地を占有させていただき、何とか採算がとれる範囲内で土地占用料を納付したいと考えております。具体的には1平方メートル当たり300円、年間の土地占用料としましては3.5ヘクタールを借りた場合ですが1,050万円を納付する予定としておりまして、20年間では2億1,000万円ということになります。

このように、マリンピア沖洲太陽光発電所建設によって、環境面、電力の安定供給、それから県財政の貢献で、公共の福祉の増進に一定の役割を果たすことができるものと考えております。

竹内委員

最後のところで2億 1,000 万円を県に払っていただけるということで、非常に貢献度が高い。CO<sub>2</sub>削減、電力の安定供給、公益の拡大という面も十分にあるということがわかりました。2億 1,000 万円という数字が出てきたのですが、これを納めてもまだもうかるということですか。

尾方電力課長

土地の占用料を払いましても黒字を確保できるということでございます。

竹内委員

全体のもうけとしては三、四億円ぐらいあるのかなと思います。2億 1,000 万円を納めていただくというわけですから、民間に貸しているいろんなところから考えても、県の収入としては20年間で非常に大きいのではないかという感じがいたします。7月1日の固定価格買取制度に先立ち、こういう方針を打ち出したということで、今の時代に大変合っているなという感じもいたします。

もう一点は厳しい県内の経済情勢で、県内経済への貢献という面から大いに反省したいのですが、いつも私やほかの議員はおっしゃっていますが、前の福田局長の時代などからだんだんと県内企業に優先発注ということで、大きな機械の据えつけにおいても県内企業を共同企業体と一緒にさせていただくという方向性で来ていると思うのですが、そういうのに一番詳しい局長が県土整備委員会にいられているわけで、最大限に優先発注すべきだと思いますがいかがですか。

尾方電力課長

県内企業への優先発注ということですが、徳島県の経済情勢は百年に一度と言われる不況、加えて千年に一度と言われる東日本大震災による閉塞感から持ち直し基調にあると言われておりますが、まだまだ厳しい経済雇用情勢であるということを勘案しまして、県内企業への優先発注というのは喫緊の課題であると十分認識しているところでございます。できる限り県内企業に発注するようふだんから努めているところでございます。

今回の工事の発注に当たりましても県内企業への優先発注の趣旨を踏まえ、県内企業に配慮した発注に努めてまいりたいと考えております。

竹内委員

今の答弁で、今回のことについては大いに賛成をしたいと私どもは思っております。

企業局にはまだいろんな未利用地があるわけで、今後難しい判断が要るのだらうと思うのですが、高いお金を出し、工業団地をつくり、まだ使われていないところも含めて県が持っている未利用地もまだあると思うので、今後、局長、幹部などの判断の中で、採算がとれるのであれば大いにやってほしいなど、そして県のほうに遊んでいる未利用地のお金が収入として入ってくるからこれ以上ありがたいことはないわけで、そのほかの飛び地についても非常に判断が難しい部分もあろうかと思いますが、事業拡大を要望しておきたいと思えます。

それともう一点要望がありまして、これまた難しい交渉ですが、固定価格買取制度が 42 円ということで、企業局が持っている水力発電の買い上げと差があり過ぎます。今まで貢献してきたのもあるので、今後そういう意味で、せめて2けたにのるぐらいの交渉はやってもらいたいなと要望しておきたいと思います。

黒川委員

私も今度の補正予算に出てますマリンピアのことについてお聞きしたいと思います。

県有地を借り、賃借料を払うということで、この賃借料は1平方メートル当たり 300 円と書いていたのですが、今度、これ以外にあそこを民間企業に貸すということになっています。それとの価格差というのはあるのですか。

尾方電力課長

平成 24 年2月に県土整備部がメガソーラー誘致のための広報を行い、マリンピア沖洲の最終処分場跡地に応募した中からソーラーウェイ株式会社が企業として決定しております。ソーラーウェイ株式会社が示した1年間の1平方メートル当たりの価格でございますが、273 円を提示しております。ただ、この公募価格は買取価格、買取期間が決定しないことから公募要領では特例事項が定められておりまして、買取価格により利用料を補正するとなっております。それによりまして、それによりまして今 42 円と言われておりますので、買取価格が2円上昇することになって 287 円になります。今、企業局が予定しておりますのは、1年間、1平方メートル当たり 300 円ということでございます。

黒川委員

最初は 273 円だったが、買取価格が 42 円になったから 287 円になるという民間企業の話があるので、企業局は 300 円だと。この差が出たというのはどういう意味ですか。

尾方電力課長

企業局としましては、できるだけ県財政にも協力したいということで、そういう価格になったということでございます。

黒川委員

県財政に 20 年間で2億 1,000 万円の貢献をするため、高い値段で買い取ったと。企業局がそういう考えであれば、これを是といたしますが、そんな中、先ほど竹内委員もお話していたように、四国電力に水力発電を売っている値段と今度の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法で決まった買取価格との差があり過ぎることに対し、是正する余地があるのか、もっと言えば上げる必要があるのか、ここらについてはどうでしょうか。

尾方電力課長

全量買取価格の価格と企業局で運営しております水力発電所の売電単価との比較に関する御質問でございます。

水力発電所4カ所を運営しておりますが、そちらのほうは電気事業法によりまして、売電単価というのは経済産業省の算定規則で費用をいろいろ積み上げて算定するように決まっております。

一方、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法、こちらのほうは再生可能エネルギーを推進するという意味で、地点、補助によっていろいろ変わってくることを一律に価格を決めてどんどん推進していこうということございまして、水力発電だと25円ぐらいの価格になっておりますが、こちらのほうは導入が進んでいけばどんどん価格が下がってくるということで、全く違う制度によりまして算定となっております。

黒川委員

法律が違うからこれでいいという意味ではありますが、それにしてもメガソーラーは42円だが、水力発電については中小水力が25円、片一方7円42銭。この差については今後の大きな課題です。これは竹内委員が要望でお話しされ、私も同じことを言うのですが、法律が違うからといっても両方も売っているところは一緒ということになれば、この問題が出てくると思うのですが、当然視するこの差、ギャップを県民としては納得できない。一方は電気事業法、片一方は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法というふうに法律が違うからとのことですが、こちら辺についての局長の見解はどうですか。

新田副局長

今回の全量買取制度における電気買取料金と現在の企業局が売電しております買取単価との差があるのではないかと御質問でございます。

ただいま課長が御説明申し上げましたように、再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づきまして、電気事業者が再生可能エネルギーを買い取ることが義務づけられたのでございますが、これは経済産業省の調達価格等算定委員会が、例えば今年度につきましては平成24年4月27日に開催され、太陽光の関係で申し上げますと現在の42円を20年間義務づけることが決定されております。

ただ、この決定につきましては、法律の中で見直し措置というのがございまして、基本的に政府のほうでエネルギー基本計画を変更すること、または少なくとも3年ごとに変更、そして再生可能エネルギーの電力供給量の状況及びその見通し、それから電気の供給に係る料金の額及びその見通し、家計に与える影響などを勘案いたしまして、検討を加えるということにいたしております。

今回の法律の電気事業者といいますか、電気を売る立場の企業局といたしましては、水力発電につきましても現在8円弱でございますが、もちろんそれは高いほうがいいわけでありまして、とりあえず法律的な根拠が異なるため、今後の国の対応を十分注視してまいりたいと考えております。

黒川委員

今度のメガソーラーですが、20年ということで計算していますよね。メガソーラーを県内企業にという話もありますが、20年間で300万円ということですか、1年間で300万円ということですか。

尾方電力課長

1年間です。

黒川委員

1年間に300万円ということで、ことし7月から決まった国の買取価格42円というのは20年間変わらないということによろしいのでしょうか。

尾方電力課長

全量買取制度でございますが、今回計画しておりますメガソーラーについて今年度に認定を受けますと、42円という価格が20年間続くということでございます。

黒川委員

20年間は42円ということですが、メガソーラーが20年を超えて使えるかどうかという利用の仕方、その辺についてはどうでしょうか。

尾方電力課長

20年を超えて使えるかという御質問でございます。法定耐用年数は17年となっておりますが、現在、買取価格の期間が20年ということで、20年を算出しております。20年を過ぎて十分性能が維持できるのであれば、そのまま使って発電し、CO<sub>2</sub>などの削減に貢献できるため、当然続けていくべきものと考えております。

黒川委員

あそこはやっぱり津波が心配ですよね。私もどのぐらい上がるのか記憶しておりませんが、当然、津波対策という十分な配慮をして、契約したら20年間は必ず満了できるようにメンテナンスも十分に行い、しっかり頑張ってもらわないと、絵にかいたもちという2億1,000万円の利益、年間1,050万円の県への納付ができなくなったら大変でありますので、しっかりそこら辺については万遺漏なき体制をつくってほしいということを申し上げて終わります。

岸本委員

今もちょっと関連しましたが、メガソーラーのことで1点だけ。事業ですので先のことはわからないということで、そんな中採算性であったり、メリットということで今お話がありました。リスクということについて、企業局としてどういうふうにとらえているのかを教えてくださいたいと思います。

尾方電力課長

リスクをどう考えているかということでございますが、先ほど御指摘がありました津波、地震の関係があるというふうには思いますけれども、風力などと違い、雷といったそれ以外のリスクについては、ちょっと考えにくいのではないかと考えております。

岸本委員

津波ということで1つのリスクがありますと。災害時、そんなリスクがあるということですが、これは保険などはあるのですか。例えば故障であったり、リスクについて、どのように考えているのか教えていただきたいと思います。

新田副局長

20年間を通じたリスクをどう考えているのかということでございます。

私もは企業経営でございますので、全体の収入として約8,100万円、先ほど課長が御説明いたしましたように、利益として300万円程度を見込んでおります。差し引き7,800万円が費用でございますが、この中に修繕撤去費用等引当金を毎年1,800万円程度、引き当てることによりまして、ある程度リスクに対して備えていきたいと考えております。

長尾委員

事前委員会なので、資料がなかったら付託委員会のときに答えていただけたらいいのですが、先日、県内視察で川口ダムを視察いたしました。

3.11以降、コンクリートの劣化ということが大きな社会問題となっております。先ほど耐用年数ということがありましたが、コンクリートも五、六十年と言われており、今、特に戦後つくられたコンクリート構造物が大変心配になってきているときではないかと思えます。そういう意味においても、特に橋梁などでは長寿命化計画という形でやったり、鋼構造物についても先日、吉野川大橋の床版の接続部分、268カ所にひび割れなどが発見された。あの吉野川大橋は、47年前に建てられた上の橋と25年前にできた下の橋がありますが、47年前、約50年近くたった上の橋でも劣化が生じてきている。それは交通量、重量など、さまざまな要因があるかと思えますし、特に首都高速道路においては、大変な交通量でそういう問題が発生している。

そういう中、県内の企業局が所管している発電所、工業用水の施設、それから駐車場の施設とありますが、築50年以上たっている施設があったら教えてください。

林工務課長

一番古いのがダム関係でございまして、四十数年たっております。50年以上というのはまだないと思えます。

長尾委員

それも間もなく50年を迎えるわけでありまして、コンクリート本体など、いろいろあると思うのですが、ある意味、設備の部分は取りかえの改良費などがあって出てるが、本体の問題を取り上げればいつかはそういう劣化ないしは耐用年数が来るわけで、そういう意味においては橋梁などでは長寿命化計画というような形

でやっていくと。今、特に三連動の地震に対する耐震補強、例えば先日視察しましたが、末広大橋の橋台部分に鉄板を巻くといった工事を行っている中、企業局関係の施設について、それぞれの劣化に対し、中長期的な視点で対策を行う計画といったものがあるのか、なければ今後つくる予定があるのか、ちょっとお聞かせください。

林工務課長

企業局施設のうち、土木構造物などの耐震化対策につきましては、平成 19 年度より調査を行い、その結果、耐震補強が必要と認められたものにつきましては平成 20 年度より耐震補強工事に着手しております。

発電所、工業用水道施設など、人が出入りします建築物につきましては全面改修を今後行う予定であり、坂州発電所を除いてほぼ耐震化が完了しております。

また、土木構造物のうち藍場町地下駐車場、それと工業用水道のうち阿南工業用水のほうはすべて耐震化が完了しておりまして、現在、吉野川北岸工業用水の長岸の水管橋と撫養の水管橋が残っているのですが、長岸につきましては詳細設計を行っているところであり、用地関係ができ次第、工事にかかろうかということになっておりまして、8割方できているということになっております。

電気事業の土木構造物につきましては、平成 22 年度に耐震化事業計画を策定しまして、現在、早期完了に向けまして工事を進めております。

長尾委員

先ほど御質問もあったように、県内の建設業界を初めとしてなかなか厳しい状況の中で、県内優先発注ということも1つの手だてであります。来るべき三連動地震を想定いたしますと、県内の社会基盤整備に対し、集中的な公共投資が必要ではないかと思っておりますので、企業局としても従来の年度、年度というようなやり方ではなく、本当に必要なところへの集中投資をぜひ検討してもらいたいし、それを早くする、促進するといった取り組みを要望しておきたいと思っております。

笠井委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、企業局関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。(11 時 22 分)